

環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2014年1月24日から2014年2月23日までに公布された主な環境法令	…3
	2014年1月24日から2014年2月23日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2014年1月24日から2014年2月23日までの主な行政情報	… 5
	2014年1月24日から2014年2月23日までの主な裁判情報	… 9
	2014年1月24日から2014年2月23日までの主なニュース	… 9

「環境法政策を読む」食品リサイクル法見直し 3

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第10回食品リサイクル小委員会
中央環境審議会循環型社会部会第8回食品リサイクル専門委員会
第8回合同会合

2月13日の第8回合同会合で食品廃棄物等の発生抑制の目標値等を定める告示案が了承され、2月14日からパブリックコメントに付されている。論点整理を踏まえて、個別論点のうち、全体的事項と、食品廃棄物等の発生抑制について討議が行われた。次回に食品廃棄物等の再生利用・熱回収及び食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発について討議し、とりまとめに向けての討議を経て6月中にとりまとめの予定である。

□ 論点整理を踏まえた個別論点の検討状況（抜粋）

1. 全体的事項

- 食品リサイクル法の対象となっていない学校給食センター等や家庭系廃棄物における取組
- ・学校給食センター：容器包装廃棄物も含めて、食品廃棄物の処理実態等を調査した上で、リデュース・リサイクル促進のため、更に有効な対策を検討していく。
 - ・公的機関の食堂：関係府省等が密接に連携し、取組を実施。排出主体・排出実態把握に努める。
 - ・家庭系食品廃棄物：市町村の果たすべき役割について改めて周知を図るとともに、消費者によるリデュースの促進や、リサイクルにより得られた製品の利用についての広報、市町村によるリサイクル・エネルギー利用施設の整備に対する支援等とともに、市町村による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図る。

【廃棄物系バイオマス（食品廃棄物）活用ロードマップ】

バイオマス活用推進基本法に基づき、食品廃棄物の利用率（現状約27%）を2020年度までに40%に引き上げるようバイオマス活用推進基本計画に定められている。その達成に向けてロードマップが作成され、その実現に必要な方策として5つのモデルが示されている。

モデル①：食品廃棄物（または食品廃棄物＋紙ごみ）分別収集⇒バイオガス化（残渣焼却）

モデル②：食品廃棄物分別収集⇒バイオガス化（残渣は肥料化）

モデル③：可燃ごみ収集⇒機械選別⇒バイオガス化（残渣焼却）

「環境法政策を読む」食品リサイクル法見直し 3

モデル④：可燃ごみ⇒炭化⇒燃料利用（電力会社等における化石燃料代替）

モデル⑤：食品廃棄物分別⇒液体燃料化⇒輸送燃料利用

※ モデル設定に当たり想定される事項

・焼却施設の更新・廃止時期に、バイオガス化施設と焼却施設のコンバインドシステムを導入

・地域特性に応じて、自立型または広域処理型の施設整備を行う

・FIT の効果を最大限に活かすために、事業化判断や計画・建設期間の短縮

・燃料化については、石炭火力発電所等による石炭ボイラのバイオマス混焼の拡大

2. 発生抑制

- (1) 発生抑制の取組の一層の強化：第三次循環型社会形成推進基本計画にも示された 2R や地域循環圏構築の観点から、食品ロス（約 800 万トン）削減を含めた取組を一層強化していく。
- (2) 発生抑制の目標値：第 8 回合同会合で承認、パブリックコメント 2/14～3/15。
- (3) 食品関連事業者における取組：業種ごとに、賞味期限の延長等、取組を促進する。
- (4) フードチェーン全体における取組：商慣習（賞味期限等）の見直しを進めることが重要。
- (5) 消費者等による取組：意識・行動を高め、取組に積極的に貢献するよう促す情報を提供する。
- (6) 行政による取組：食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）等を推進する。

【委員からの主な意見】

○食品廃棄物活用ロードマップのモデルは、バイオガス化その他燃料化であり、論点整理との関連が見えない。⇒地方自治体で処理する際にこうした方策もあることを紹介した。飼料化・肥料化が難しいものが対象である。発生の実態等の把握を進めていく。

○法の目的には、「食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずる」とあり、廃棄物の排出を抑制することが義務と理解している。廃棄物のエネルギー化までここで議論するのか。

○バイオマス利活用の事業評価が必要。

○食品残渣の分別収集は不可能で、コンポストの活用等の方策を講じるほうが現実的。

○家庭系食品廃棄物についても、地域循環圏の形成、地域のエネルギー自給率向上を図るため議論をしていく必要がある。

■ 事業者における留意点

食品廃棄物の発生量は、全体では約 1700 万トン、このうち再生利用されているものは約 2 割であり、残りの 8 割に相当する約 1300 万トンが地方自治体により焼却又は埋立処分されている。一層の再生利用の促進が求められているとともに、再生可能エネルギーの導入が重要課題とされている。

事業者として、発生抑制とエネルギー利用の両面から議論の方向性に注視していく必要である。